

平成27年4月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 吉村 悟

平成26年(行ケ)第1号 選挙無効請求事件

口頭弁論終結の日 平成27年3月18日

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

平成26年12月14日に行われた衆議院(小選挙区選出)議員選挙の北海道第1区ないし第12区における選挙を無効とする。

第2 事案の概要

本件は、平成26年12月14日施行の衆議院議員総選挙(以下「本件選挙」という。)について、北海道第1区ないし第12区の選挙人である原告らが、衆議院小選挙区選出議員の選挙(以下「小選挙区選挙」という。)の選挙区割りに関する公職選挙法の規定は憲法に違反し無効であるから、これに基づき施行された本件選挙の上記各選挙区における選挙も無効であると主張して提起した選挙無効訴訟である。

1 前提事実(争いのない事実、公知の事実又は証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実。なお、以下の(1)の前段及び(2)から(7)までは、下記平成25年大法院判決の説示と同一である。)

(1) 昭和25年に制定された公職選挙法は、衆議院議員の選挙制度につき、中選挙区単記投票制を採用していたが、平成6年1月に公職選挙法の一部を改正する法律(平成6年法律第2号)が成立し、その後、平成6年法律第10号及び同第104号によりその一部が改正され、これらにより、衆議院議員の選挙制度は、従来の

中選挙区単記投票制から小選挙区比例代表並立制に改められた（以下、上記改正後の当該選挙制度を「本件選挙制度」という。）。

本件選挙施行当時の本件選挙制度は、後記平成24年改正法により、衆議院議員の定数は475人とされ、そのうち295人が小選挙区選出議員、180人が比例代表選出議員とされ（公職選挙法4条1項）、小選挙区選挙については、全国に295の選挙区を設け、各選挙区において1人の議員を選出するものとされ（同法13条1項、別表第1。以下、後記の改正の前後を通じてこれらの規定を併せて「区割規定」という。）、比例代表選出の議員の選挙（以下「比例代表選挙」という。）については、全国に11の選挙区を設け、各選挙区において所定数の議員を選出するものとされている（同法13条2項、別表第2）。総選挙においては、小選挙区選挙と比例代表選挙とを同時に行い、投票は小選挙区選挙及び比例代表選挙ごとに1人1票とされている（同法31条、36条）。

(2) 平成6年1月に上記の公職選挙法の一部を改正する法律と同時に成立した衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下、後記の改正の前後を通じて「区画審設置法」という。）によれば、衆議院議員選挙区画定審議会（以下「区画審」という。）は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとされている（同法2条）。平成24年法律第95号による改正前の区画審設置法3条（以下「旧区画審設置法3条」という。）は、上記の選挙区の区割りの基準（以下、後記の改正の前後を通じて「区割基準」という。）につき、①1項において、上記の改定案を作成するに当たっては、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上にならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならないものと定めるとともに、②2項において、各都道府県の区域内の選挙区の数は、各都道府県にあらかじめ1を配当することとし（以下、このことを「1人別枠方式」という。）、この1に、小選挙区選出議員の定数に相当する

数から都道府県の数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とすると定めていた（以下、この区割基準を「旧区割基準」といい、この規定を「旧区割基準規定」ともいう。）。

本件選挙制度の導入の際に上記の1人別枠方式を設けることについて、同法の法案の国会での審議においては、法案提出者である政府側から、各都道府県への選挙区の数すなわち議員の定数の配分については、投票価値の平等の確保の必要性がある一方で、過疎地域に対する配慮、具体的には人口の少ない地方における定数の急激な減少への配慮等の視点も重要であることから、人口の少ない県に居住する国民の意思をも十分に国政に反映させるために、定数配分上配慮して、各都道府県にまず1人を配分した後に、残余の定数を人口比例で配分することとした旨の説明がされていた。

選挙区の改定に関する区画審の勧告は、統計法5条2項本文（平成19年法律第53号による改正前は4条2項本文）の規定により10年ごとに行われる国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から1年以内に行うものとされ（区画審設置法4条1項）、さらに、区画審は、各選挙区の人口の著しい不均衡その他特別の事情があると認めるときは、勧告を行うことができるものとされている（同条2項）。

(3) 区画審は、平成12年10月に実施された国勢調査（以下「平成12年国勢調査」という。）の結果に基づき、平成13年12月、衆議院小選挙区選出議員の選挙区に関し、旧区画審設置法3条2項に従って各都道府県の議員の定数につきいわゆる5増5減を行った上で、同条1項に従って各都道府県内における選挙区割りを策定した改定案を作成して内閣総理大臣に勧告し、これを受けて、同14年7月、その勧告どおり選挙区割りの改定を行うことなどを内容とする公職選挙法の一部を改正する法律（平成14年法律第95号）が成立した。平成21年8月30日及び平成24年12月16日に各施行の衆議院議員総選挙（以下、平成21年8月30日に施行の選挙を「平成21年選挙」と、平成24年12月16日に施行の選挙を

「平成24年選挙」という。)の小選挙区選挙は、同法により改定された選挙区割り(以下「旧選挙区割り」という。)の下で施行されたものである(以下、平成21年選挙及び平成24年選挙に係る衆議院小選挙区選出議員の選挙区を定めた上記改正後(平成24年法律第95号による改正前)の公職選挙法13条1項及び別表第1を併せて「旧区割規定」という。)

(4) 平成14年の上記改正の基礎とされた平成12年国勢調査の結果による人口を基に、旧区割規定の下における選挙区間の人口の較差を見ると、最大較差は人口が最も少ない高知県第1区と人口が最も多い兵庫県第6区との間で1対2.064であり、高知県第1区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は9選挙区であった。また、平成21年選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差は、選挙人数が最も少ない高知県第3区と選挙人数が最も多い千葉県第4区との間で1対2.304であり、高知県第3区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は45選挙区であった。

このような状況の下で旧選挙区割りに基づいて施行された平成21年選挙について、最高裁平成22年(行ツ)第207号同23年3月23日大法廷判決・民集65巻2号755頁(以下「平成23年大法廷判決」という。)は、選挙区の改定案の作成に当たり、選挙区間の人口の最大較差が2倍未満になるように区割りをすることを基本とすべきものとする旧区画審設置法3条1項の定めは、投票価値の平等の要求に配慮した合理的な基準を定めたものであると評価する一方、平成21年選挙時において、選挙区間の投票価値の較差が上記のとおり拡大していたのは、各都道府県にあらかじめ1の選挙区数を割り当てる同条2項の1人別枠方式がその主要な要因となっていたことが明らかであり、かつ、人口の少ない地方における定数の急激な減少への配慮等の視点から導入された1人別枠方式は既に立法時の合理性が失われていたものというべきであるから、旧区割基準のうち1人別枠方式に係る部分及び同区割基準に従って改定された旧区割規定の定める旧選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたと判示した。そして、同判決は、こ

これらの状態につき憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえず、旧区割基準規定及び旧区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということとはできないとした上で、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に上記の状態を解消するために、できるだけ速やかに旧区割基準中の1人別枠方式を廃止し、旧区画審設置法3条1項の趣旨に沿って旧区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要求にかなう立法的措置を講ずる必要があると判示した。

(5) その後、平成23年大法廷判決を受けて、是正の方策について、各政党による検討を経た上で、平成23年10月以降、衆議院選挙制度に関する各党協議会の会合が十数回開催されて政党間の協議が行われた。その間、投票価値の較差の是正のほか、議員の定数の削減や選挙制度の抜本的改革の問題をめぐって検討が重ねられたが、いずれについても成案を得られないまま、平成22年10月に実施された国勢調査（以下「平成22年国勢調査」という。）の結果に基づく区画審による選挙区割りの改定案の勧告の期限である平成24年2月25日を経過した。

その後は区画審が選挙区割りの改定案の検討に着手するための所要の法改正の作業が優先され、同年6月及び7月に複数の政党の提案に係る改正法案がそれぞれ第180回国会に提出された。これらの改正法案は、①1人別枠方式の廃止（旧区画審設置法3条2項の削除）及びいわゆる0増5減（各都道府県の選挙区数を増やすことなく議員1人当たりの人口の少ない5県の各選挙区数をそれぞれ1減ずることをいう。以下同じ。）の点で内容を同じくし、②比例代表選挙の総定数の削減及び小選挙区選挙との連用制の採否の点で内容を異にするものであったが、上記②をめぐる政党間の意見対立のため同国会の会期中にはいずれも成立に至らず、同年10月に召集された第181回国会において、継続審議とされていた上記①のみを内容とする改正法案が、同年11月15日に衆議院で可決され、翌16日の衆議院解散の当日に参議院で可決されて平成24年法律第95号（以下「平成24年改正法」という。）として成立した。

1 人別枠方式の廃止を含む制度の是正のためには、区画審の審議を挟んで区割基準に係る区画審設置法の改正と選挙区割りに係る公職選挙法の改正という二段階の法改正を要することから、平成24年改正法は、附則において、旧区画審設置法3条2項を削除する改正規定は公布日から施行するものとする一方で、各都道府県の選挙区数の0増5減を内容とする改正後の公職選挙法の規定は次回の総選挙から適用する（公職選挙法の改正規定は別に法律で定める日から施行する）ものとし、上記0増5減を前提に、区画審が選挙区間の人口較差が2倍未満となるように選挙区割りを改める改定案の勧告を公布日から6月以内に行い、政府がその勧告に基づいて速やかに法制上の措置を講ずべき旨を定めた。上記の改正により、旧区画審設置法3条1項が同改正後の区画審設置法3条（以下「新区画審設置法3条」という。）となり、同条においては前記(2)①の基準のみが区割基準として定められている（以下、この区割基準を「本件区割基準」という。）。

平成24年改正法の成立と同日に衆議院が解散され、その1か月後の平成24年12月16日に平成24年選挙が施行されたが、上記のとおり、平成24年改正法の改正内容に沿った選挙区割りの改定には新たな区画審の勧告及びこれに基づく別途の法律の制定を要し、平成24年選挙までに新たな選挙区割りを定めることは時間的に不可能であったため、平成24年選挙は前回の平成21年選挙と同様に旧区割規定及びこれに基づく旧選挙区割りの下で施行されることとなった。

(6) 平成24年選挙当日における選挙区間の選挙人数の較差を見ると、選挙人数が最も少ない高知県第3区と選挙人数が最も多い千葉県第4区との間で1対2.425であり、高知県第3区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は72選挙区であった。

(7) 平成24年選挙後の事情についてみると、平成24年改正法の成立後、同改正法の附則の規定に従って区画審による審議が行われ、平成25年3月28日、区画審は、内閣総理大臣に対し、選挙区割りの改定案の勧告を行った。この改定案は、平成24年改正法の附則の規定に基づき、各都道府県の選挙区数の0増5減を前提

に、選挙区間の人口較差が2倍未満となるように17都県の42選挙区において区割りを改めることを内容とするものであった。

上記勸告を受けて、同年4月12日、内閣は、平成24年改正法に基づき、同改正法のうち上記0増5減を内容とする公職選挙法の改正規定の施行期日を定めるとともに、上記改定案に基づく選挙区割りの改定を内容とする公職選挙法の改正事項（旧区割規定の改正規定及びその施行期日）を定める法制上の措置として、平成24年改正法の一部を改正する法律案を第183回国会に提出した。この改正法案は、同月23日に衆議院で可決されたが、参議院では同日の送付から60日の経過後も議決に至らなかったため、同年6月24日、衆議院において、参議院で否決されたものとみなした上で出席議員の3分の2以上の多数により再可決され（憲法59条2項、4項）、平成25年法律第68号（以下「平成25年改正法」という。）として成立した。平成25年改正法は同月28日に公布されて施行され、同改正法による改正後の平成24年改正法中の上記0増5減及びこれを踏まえた区画審の上記改定案に基づく選挙区割りの改定を内容とする公職選挙法の改正規定はその1か月後の同年7月28日から施行されており、これにより、各都道府県の選挙区数の0増5減とともに上記改定案のとおり選挙区割りの改定が行われ、平成22年国勢調査の結果による選挙区間の人口の最大較差は1.998倍に縮小された。

(8) 上記(6)のような状況にあった旧選挙区割りに基づいて施行された平成24年選挙について、最高裁平成25年（行ツ）第209号、第210号、第211号同25年11月20日大法廷判決・民集67巻8号1503頁（以下「平成25年大法廷判決」という。）は、平成24年選挙は、平成21年選挙時に既に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた旧選挙区割りの下で施行されたものであること、選挙区間の較差は平成21年選挙時よりもさらに拡大していたこと等に照らせば、平成24年選挙時において、旧区割規定の定める旧選挙区割りは、平成21年選挙時と同様に、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものといわざるを得ないとしつつ、国会が旧選挙区割りについて上記の状態にあることを

認識し得たのは平成23年大法廷判決の言い渡された平成23年3月23日の時点からであるところ、平成24年選挙までに、平成23年大法廷判決により既に立法時の合理性が失われていたとされた1人別枠方式を定めた規定を削除し、かつ、選挙区間の人口較差を2倍未満に収めることを可能とする定数配分と区割りの改定の枠組みが定められており、憲法の予定している司法権と立法権との関係を踏まえ、平成23年大法廷判決の趣旨に沿って憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を解消するためには制度の仕組みの見直しに準ずる作業を要するなど、国会における合意の形成が困難な事情があるなどの諸事情に照らすと、憲法上要求される合理的期間内における是正がなされなかったとはいえず、旧区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に反することはできない旨判示した。

(9) 国会においては、平成25年改正法の成立の後、今後の人口異動によっても憲法の投票価値の平等の要求に反する状態とならないようにするための制度の見直しについて、総定数の削減の要否等を含め、引き続き検討が続けられた。平成25年大法廷判決後は、与野党による選挙制度実務者協議により、選挙制度の改革について検討が重ねられてきたが、意見の集約には至らなかった。そこで、平成26年6月19日、衆議院に、衆議院選挙制度に関する調査・検討等を行うための有識者による議長の諮問機関として「衆議院選挙制度に関する調査会」（以下「選挙制度調査会」という。）が設置された。諮問事項は、現行制度を含めた選挙制度の評価、衆議院議員定数の削減の処理、一票の較差を是正する方途等であり、各党派は、選挙制度調査会の答申を尊重するものとされている。選挙制度調査会においては、平成26年9月11日に第1回の会合が開かれ、当時の衆議院議員の任期である平成28年12月を念頭に、立法作業や周知期間を考慮して答申を行うため、月に1回ないし2か月に3回程度のペースで会合を開催するものとされ、まずは「一票の較差問題」について検討を行うものとされた。その後、同年10月9日、同月20日、同年11月20日の合計3回にわたり会合が行われ、緊急是正を繰り返すことは安定性を欠き、旧区画審設置法3条2項に代わる制度的な較差是正のルールを作るべ

きであること、人口比を基準として都道府県単位に配分を行うこと、改定の時期は10年ごとの国勢調査を基本とすべきことなどとして議論が整理され、さらに、具体的な議員配分方式（ラウンズ方式、ドント方式、サンラグ方式、アダムズ方式等）について、これらを比較検討し、どのような議員配分方式を採用すべきかについて、平成23年大法廷判決が求める条件も踏まえつつ検討がされた。（乙3ないし8、弁論の全趣旨）

(10) 平成26年11月21日、衆議院が解散され、同年12月14日に本件選挙が施行された。なお、本件選挙は、本件区割規定の定める本件選挙区割りの下で初めて施行されたものである。

(11) 本件選挙当日における選挙区間の選挙人数の較差を見ると、選挙人数が最も少ない宮城県第5区と選挙人数の最も多い東京都第1区との間で1対2.129であり、宮城県第5区と比べて較差が2倍以上になっている選挙区は13選挙区であった。なお、原告らがそれぞれ属する北海道第1区ないし第12区との較差は、順に、2.123（第1区）、1.934（第2区）、1.967（第3区）、1.323（第4区）、1.973（第5区）、1.862（第6区）、1.158（第7区）、1.671（第8区）、1.734（第9区）、1.376（第10区）、1.243（第11区）、1.317（第12区）であった。（乙1）

(12) 上記(10)の衆議院の解散により休止されていた選挙制度調査会については、本件選挙後に開催された衆議院議院運営委員会の理事会において、存続する方針が確認され、平成27年1月23日に開催された上記理事会において、選挙制度調査会を同年2月9日に再開することが報告された。併せて、上記理事会では、選挙制度調査会の答申の時期について、本件選挙後の衆議院議員の任期である平成30年12月まで延ばすことなく、当初の予定どおり、解散前の衆議院議員の任期であった平成28年12月を念頭に、立法作業や周知期間を考慮して行うことも確認された。（乙9ないし11、14）

平成27年2月9日に行われた選挙制度調査会の会合においては、各都道府県に

対する議席の配分方式について、都道府県間における議員1人当たりの人口較差をできる限り少なくすることや将来の人口変動にもある程度対応できることなどを条件とした上で、平成23年大法廷判決の求める条件も踏まえて、具体的な配分方式としてアダムズ方式を中心に検討が進められた(乙15, 16)。また、平成27年3月3日に行われた選挙制度調査会の会合からは、定数削減を含めた選挙制度に関する検討が行われている(乙17)。

2 争点及びこれに関する当事者の主張

本件の争点は、本件区割規定が憲法の規定に違反しているか否かであり、これに関する当事者の主張は、次のとおりである。

(原告らの主張)

(1) 本件区割規定は、憲法56条2項、憲法1条及び憲法前文第1文の各条文が定めている人口比例選挙の保障に反する配分になっており、本件区割規定は、憲法に反し、憲法98条1項により無効である。また、本件区割規定は、平成23年大法廷判決及び平成25年大法廷判決が判示した区割り配分になっていないから、各判決に反し、憲法98条1項により無効である。

(2) 衆議院議員の選挙における投票価値の較差の問題について、定数配分規定又は区割規定が、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたと判断される場合に、次の段階として、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったために定数配分規定又は区割規定が憲法の規定に違反するに至ったか否かを判断するとした、累次の大法廷判決がとる判断の枠組み(合理的期間の判例法理)は、憲法に違反し、憲法98条1項により、その効力を有しない。仮に原告らの上記主張が立たないとしても、本件選挙日の時点で、平成23年大法廷判決から3年8か月が経過しており、区画審設置法4条により、選挙区の改定に関する区画審の勧告が国勢調査の結果による人口が官報で公示された日から1年とされていることや、平成24年改正法の附則3条3項により選挙区割りの改定案に係る区画審の勧告が同法の施行日から6か月以内に行われることを予定していることなどに照らせ

ば、合理的期間は徒過していると解されるので、本件選挙は、憲法98条1項により、無効である。

(3) 事情判決の法理も、憲法98条1項により、無効である。

(被告の主張)

(1) 原告らの主張はいずれも争う。

(2) 本件区割規定は、平成25年改正法により改正された後のものであるが、同改正により、平成22年10月に実施された国勢調査の結果による選挙区間の人口の最大較差は1.998倍に縮小され、これは区画審設置法3条の趣旨に沿うものである。また、本件選挙時においては、人口変動により最大較差が2倍を超えたが、このような人口変動による最大較差の拡大は一定程度避けがたいものであり、しかも、最大較差は2.139であり、2倍をわずかに超えたにすぎない。さらに、上記最大較差は、人口数最小の宮城県第5区を1としたものであるが、同選挙区の人口の減少には東日本大震災が大きく影響しており、これを除いて考えれば、最大較差は2.109倍となり、実質的には2倍を超える較差はさらにわずかなものであったというべきである。以上によれば、本件区割規定の定める本件選挙区割り、憲法の投票価値の平等の要求に反するとはいえない。

(3) 仮に、本件区割規定の定める本件選挙区割りが、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態であったとしても、上記のような状況に鑑みれば、国会において、本件選挙までの間に、本件選挙区割りが違憲状態にあったことを認識し得たとはいえない。また、本件選挙までのいずれかの時期に、国会において、本件選挙区割りが違憲状態になったことを認識し得たと評価されたとしても、国会は、その答申を尊重するものとして、選挙制度調査会を設けており、選挙制度調査会は解散前の衆議院議員の任期である平成28年12月を念頭に答申を行うべく検討を重ねており、その検討内容は、区画審設置法3条の趣旨に沿ったものであって、これらを考慮すると、合理的期間内に是正がされなかったということとはできない。

第3 当裁判所の判断

1 憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば投票価値の平等を要求しているものと解される。他方、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであるところ、国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ（43条2項、47条）、選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められている。

衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度が採用される場合には、選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定するに際して、憲法上、議員1人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが求められているというべきであるが、それ以外の要素も合理性を有する限り国会において考慮することが許容されているものと解されるのであって、具体的な選挙区を定めるに当たっては、都道府県を細分化した市町村その他の行政区画などを基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状况などの諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要求との調和を図ることが求められているところである。したがって、このような選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断されることになり、国会がかかる選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、上記のような憲法上の要求に反するため、上記の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになるものと解すべきである。（最高裁昭和49年（行ツ）第75号同51年4月14日大法廷判決・民集30巻3号223頁、最高裁昭和56年（行ツ）第57号同58年11月7日大法廷判決・民集37巻9号1243頁、最高裁昭和59年（行ツ）第339号同60年7月17日大法廷判決・民集39巻5号1100頁、最高裁平成3年

(行ツ) 第111号同5年1月20日大法廷判決・民集47巻1号67頁, 最高裁平成11年(行ツ) 第7号同年11月10日大法廷判決・民集53巻8号1441頁, 最高裁平成11年(行ツ) 第35号同年11月10日大法廷判決・民集53巻8号1704頁, 最高裁平成18年(行ツ) 第176号同19年6月13日大法廷判決・民集61巻4号1617頁, 平成23年大法廷判決及び平成25年大法廷判決参照)

これに対し, 原告らは, 憲法56条2項, 憲法1条及び憲法前文第1文から, 人口比例選挙の保障が憲法上の規範として存する旨主張するが, これらの条項等が, 直ちに原告らの主張する人口比例選挙の保障を規定しているものと解することはできない。

2 そこで, まず, 本件選挙区割りの合憲性について検討すると, 前提事実において述べたとおり, 本件区割規定に基づく本件選挙区割りにおいては, 1人別枠方式を定めた旧区画審設置法3条2項の規定が削除され, かつ, 定数配分規定と区割り改定により, 平成22年国勢調査の結果による選挙区間の人口の最大較差は, 1.998となり, 平成23年大法廷判決が投票価値の平等の要求に配慮した合理的な基準と評価した旧区画審設置法3条1項(新区画審設置法3条)の趣旨に沿った2倍未満に収まることになったことが認められる。しかしながら, 選挙区間の人口の最大較差が2倍未満となったとはいっても, 較差が2を下回った数値は僅少なものであったといわざるを得ない。また, 平成23年大法廷判決が既に立法当時の合理性を失っていたとする1人別枠方式は上記のように廃止されたとはいえ, 0増5減の対象となった選挙区以外の選挙区の定数は, 1人別枠方式に基づいて定められたものであり, このこともあって, 本件選挙区割りは人口変動により, 早晚, 選挙区間の人口の最大較差が2倍を超えることは, 平成24年改正法の成立当時から予測されたことである。そして, 現実に本件選挙当日の選挙区間の人口の最大較差が2.129となり2倍を超えたことは前提事実に記載のとおりである。以上によれば, 本件選挙区割りは, 平成21年選挙時に既に憲法の投票価値の平等の要求に反する

状態に至っていたと認められる旧選挙区割りについて、とりあえず人口較差が2倍未満になるための最低限の改正を加えたにすぎないものというべきであり、未だ、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあると認められる。被告は、本件選挙における選挙区の人口の最大較差は2.129と、2倍をわずかに超えたにすぎないと主張するが、本件選挙区割りは、上記のような事情から、今後も人口の最大較差が拡大してゆく可能性が高いことが認められるのであり、本件選挙区割りの評価を左右するものではない。なお、被告は、最大較差が2.129となったことについて、東日本大震災の影響があった旨を主張するが、このような事実が認められるとしても、上記の判断は左右されない。

3(1) 次に、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったかについて検討すると、裁判所において選挙制度について投票価値の平等の観点から憲法上問題があると判断したとしても、自らこれに代わる具体的な制度を定め得るものではなく、その是正は国会の立法によって行われることになるものであり、裁判所が選挙制度の憲法適合性について一定の判断を示すことにより、国会がこれを踏まえて所要の適切な是正の措置を講ずることが、憲法の趣旨に沿うものというべきであり、国会は是正の方法についても幅広い裁量権を有しているのであるから、このような司法権と立法権との関係を踏まえると、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったといえるか否かを判断するに当たっては、単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであったといえるか否かという観点から評価すべきものと解される（平成25年大法廷判決参照）。

(2)ア 国会は、平成23年大法廷判決の趣旨に則り、旧区画審設置法3条2項の定める1人別枠方式を廃止し、同条1項の趣旨に沿って平成22年国勢調査の結果を基に各都道府県への選挙区の数すなわち議員の定数の配分を見直し、それを前提

として多数の選挙区の区割りを改定することが求められていたところ、これを実現していくことは、多くの議員の身分にも直接関わる事柄であり、平成6年の公職選挙法の改正の際に人口の少ない県における定数の急激かつ大幅な減少への配慮等の視点から設けられた1人別枠方式によりそれらの県に割り当てられた定数を削減した上でその再配分を行うもので、制度の仕組みの見直しに準ずる作業を要するものといふことができ、立法の経緯等にも鑑み、国会における合意の形成が容易な事柄ではないといわざるを得ない。さらに、このような定数配分の見直しの際に、議員の定数の削減や選挙制度の抜本的改革といった基本的な政策課題が併せて議論の対象とされたことも、この問題の解決に向けての議論を収れんさせることを困難にする要因となったことも否定し難いことである。(平成25年大法廷判決参照)

イ このような状況の下に、本件区割規定に基づく本件選挙区割りについては、1人別枠方式を定めた旧区画審設置法3条2項の規定が削除され、かつ、定数配分規定と区割り改定により、上記のように、平成22年国勢調査の結果による選挙区間の人口の最大較差は、1.998となり、平成23年大法廷判決が投票価値の平等の要求に配慮した合理的な基準と評価した旧区画審設置法3条1項(新区画審設置法3条)の趣旨に沿った2倍未満に収まることになったことが認められる。これによって、本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反しない状態になったとまではいえないことは上記2のとおりであるが、上記の経緯は、新区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備についての漸次的な見直しということもでき、国会において、是正の実現に向けた一定の取組がなされていたと評価することができる。

ウ また、前提事実(9)のとおり、国会は、平成25年改正法の成立の後も、今後の人口異動によっても憲法の投票価値の平等の要求に反する状態とならないための制度の見直しについて引き続き検討が続けられ、平成25年大法廷判決後は、意見集約に至らなかったものの、与野党による選挙制度実務者協議により検討が重ねられ、平成26年6月19日には選挙制度調査会を設置し、一票の較差を是正する方

策等について諮問した。選挙制度調査会は、当時の衆議院議員の任期である平成28年12月を念頭に、立法作業や周知期間を考慮して答申を行うという方針の下、同年9月11日から11月20日まで合計4回の会合を行い、その中で、具体的な議員配分方式に踏み込み、平成23年大法廷判決の求める条件を踏まえた検討が行われていたが、このような状況の下で、平成26年11月に衆議院が解散されて、本件選挙が施行されるに至ったものである。

エ 本件選挙後も、選挙制度調査会は存続され、平成28年12月を念頭に、立法作業や周知期間を考慮して答申を行う方針が維持された上、会合が続けられ、上記の検討の結果を引き継ぎ、平成23年大法廷判決の求める条件を踏まえて、憲法の投票価値の平等の要求を満たす選挙制度について、具体的な議員配分方式が、定数削減の是非と併せて検討されており（前提事実(12)）、各会派は、その答申を尊重するものとされている（前提事実(9)）。

オ 以上、本件選挙は、国会の選挙制度の整備についての漸次的な見直しと評価できる措置が取られた上で施行されたものであって、国会は、本件選挙施行までに、選挙制度調査会に諮問するなどして選挙制度の見直しのための検討を続けており、当時の衆議院議員の任期の満了を待たずに衆議院が解散されたため、制度の是正に至らずに選挙に至ったものであり、本件選挙後も、選挙制度調査会において、これまでの検討の結果を引き継いで検討が続けられ、一定の成果を上げることが期待できることなどからすれば、国会における是正の実現に向けた取組が、平成23年大法廷判決の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものでなかったということとはできず、本件において憲法上要求される合理的期間を徒過したものと認めることはできない。

これに対し、原告らは、合理的期間の判例法理につき、憲法98条1項に反するものであると主張する。しかしながら、定数配分規定又は区割規定が憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っている場合に、さらに、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとして定数配分規定又は区割規定が憲法の規

定に違反するに至っているか否かを検討するという判断枠組みをとることは、前記(1)で述べたような憲法上予定されている司法権と立法権との関係に由来するものであり、原告らの主張は、結局のところ、これを否定するものといわざるを得ず、採用することはできない。また、原告らは、仮に原告らの上記主張が立たないとしても、合理的期間は徒過したと主張するが、そのようには認められないことは、上記のとおりである。原告らは、区画審設置法4条により、選挙区の改定に関する区画審の勧告が国勢調査の結果による人口が官報で公示された日から1年とされており、平成24年改正法の附則3条3項により選挙区割りの改定案に係る区画審の勧告が同法の施行日から6か月以内に行われることを予定しているなどと主張するが、平成23年大法院判決の趣旨に則り、制度の是正を行うことは、制度の仕組みの見直しに準ずる作業を要するものであることは上記アで述べたとおりであり、上記のような規定が存するからといって合理的期間を徒過したと解することはできず、原告らの主張は採用することはできない。

4 以上のとおり、本件選挙時において、本件区割規定の定める本件選挙区割りには、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったが、憲法上要求される合理的期間内における是正がなされなかったとはいえないから、本件区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということとはできない。

第4 結論

よって、原告らの請求は、いずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

札幌高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官 佐 藤 道 明

裁判官 古 河 謙 一

裁判官馬場純夫は、転補につき署名押印することができない。

裁判長裁判官 佐 藤 道 明